

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成30年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成30年4月19日(木) 午後1時30分～午後2時50分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：加園(光)会長、福本副会長、加園(和)委員、佐々木委員、 高橋委員、中村委員、乃一委員、福澤委員、森林委員 欠席者：森本委員 事務局：文書情報課長、文書情報課係長(法規係)、文書情報課主任 (法規係) 実施機関：子育て支援課長、子育て支援課係長(手当・医療係)
報 告 事 項	(1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (2) その他
議 題	議題(1) 児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供について 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 否とする。 議題(2) 議題なし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (○=委員、 ●=事務局等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議に先立ちまして、総務部長から皆様に御挨拶申し上げます。</li> <li>～総務部長挨拶～</li> <li>●総務部長は、所用のため、ここで退室します。</li> <li>～総務部長退室～</li> <li>●事務局の紹介を行います。</li> <li>～事務局 自己紹介～</li> <li>○ 平成30年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催します。本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。</li> </ul> <p>報告事項</p> <p>(1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務局に報告を求めます。</li> </ul> <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 報告事項(1)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、御報告申し上げます。</li> </ul> <p>会議次第の1ページ及び報告資料の3枚目裏面を御覧ください。</p> <p>保有個人情報の外部提供の届出につきましては、「住民基本台帳事務、戸籍事務」を含む28件ございまして、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされております。</p> <p>届出に係る事項の詳細につきましては、報告資料3枚目以降に記載</p>

のとおりでございます。

なお、武蔵村山市個人情報保護条例第6条に基づく「個人情報を取り扱う業務の開始又は変更に係る届出」はございませんでした。  
以上でございます。

**【主な意見等】**

意見なし。

(2) その他

- それでは、報告事項(2)その他について事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

**議題**

(1) 「児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供について」

- 事務局に説明を求めます。

**【説明要旨】**

- 会議次第の3ページを御覧ください。

本件は、沖縄県那覇県税事務所から、県税滞納処分事務を執行するに当たり、県税滞納者の生活実態等を把握するための財産調査として、本市子育て支援課に対して、地方税法第20条の11を根拠とする当該県税事務所の指定する市民に関する児童手当の支給状況等について照会を受けたものです。

この照会に対し、子育て支援課が回答を行うに当たり、子育て支援課の保有する個人情報、具体的には、氏名、性別、住所、生年月日、公的扶助及び金融機関口座の情報を提供することとなりますので、保有個人情報の外部提供及び当該外部提供を行う際の本人への事前通知の省略の適否について、本審議会に御意見をお伺いするものでございます。

詳細につきましては、子育て支援課より説明させていただきます。

- 資料1を御覧ください。子育て支援課では、「児童手当」という、中学校修了前の児童を養育している方に、法令で規定する一定の金額を支給する事務を行っております。

1、経緯について説明します。この度、沖縄県那覇県税事務所から、この「児童手当支給事務」で当課が保有している個人情報のうち、沖縄県から本市に転入している者に係る平成30年2月の児童手当の支給状況及び児童手当の支払先金融機関口座の情報提供を求められたものでございます。

2、照会の理由について説明します。県税事務所側が情報提供を求める理由は、当該事務所が行う滞納処分事務のため、地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）を根拠として、提供を求めてきたものでございます。

具体的には、当該滞納者が保有している金融機関口座を差し押さえる際に、児童手当法第15条の規定により、児童手当は差し押さえることができないとされていることから、児童手当の部分を除いて、差し押さえを行うためとのことでございます。

3、根拠法等について説明します。今回の案件には、留意すべき点が2点ございます。

1点目が、地方税法第20条の11の規定につきましては、税務官署の拒否を許さない強行規定ではなく、「徴税吏員が官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提

供その他の協力を求めることができる」ものであり、また、地方税法逐条解説によれば、開示する資料につきましても、「一般的に秘匿の必要性がなく、資料を開示しても行政目的を阻害する恐れがない資料」を想定していることとございます。

2点目は、同規定は、地方公務員法等に規定された守秘義務を解除するものではなく、税関係情報については、特に秘密を守る必要性が高いことから、この規定に基づく協力要請があったというだけでは開示できないとされていることとございます。

なお、ここで「税関係情報」とありますのは、同書（「地方税法逐条解説」）が、徴税吏員間の税関係情報の共有を前提としているためと考えられます。また、同書によりますと、徴税吏員間であっても、当該規定に基づく協力要請だけでは、税関係情報を開示できないとされております。

以上の点を踏まえ、児童手当支給状況等につきまして、当該規定を根拠として情報公開を行おうとした場合は、税関係情報以上に慎重な対応が求められると考えられますので、保有個人情報の外部提供の適否等につきまして、審議会に諮問する必要があると判断しました。

4、県税事務所から求められている保有個人情報について説明します。今回、求められている保有個人情報は、「氏名、性別、住所、生年月日、児童手当の交付の有無、有の場合は平成30年2月の児童手当の支給状況及び児童手当の振込口座」でございます。

5、その他について説明します。近隣市の状況を確認いたしましたところ、「東大和市、立川市、昭島市、福生市、羽村市」の5市とも同様の照会を受けたことはないとのことでした。

最後に、当該外部提供を行う際の本人への事前通知の省略について説明いたします。武蔵村山市個人情報保護条例第8条第3項では、保有個人情報の外部提供を行う際は、「規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。」とされていますが、本件につきましては、事前に通知を行った場合、その後の滞納処分事務に支障をきたす恐れがあることから、事前通知を省略する必要があると判断いたしましたので、武蔵村山市個人情報保護条例施行規則第5条第2項第2号の規定にある、「本人に通知しないことが正当である場合」とし、併せて本審議会にてお諮りいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 事務局から補足をさせていただきます。本案件につきましては、近隣他市での実績はないと子育て支援課から説明を申し上げたところですが、事務局としても近隣の規模の大きな自治体で同様の照会がないか八王子市、町田市及び武蔵野市に確認をいたしました。その結果、八王子市、町田市及び武蔵野市につきましては、照会を受けたことがないとの回答でした。

次に、今回、沖縄県那覇県税事務所が照会の根拠としている地方税法第20条の11につきましては、徴税吏員間で適用されることを想定した法律ではありますが、立川の都税事務所に確認したところ、滞納者の口座情報を得るため、同条項を根拠に自治体に本件と同様の照会をかける事例は存在するものの、回答は、各自治体の判断によるとのことでした。また、都税事務所及び本市収納課に確認したところ、滞納者の実態調査を目的とする金融機関口座の調査を行う場合には、通常、国税徴収法第141条の規定に基づき、近隣の金融機関に直接照会をかけることとあり、本照会に対して子育て支援課が回答を行わなかったとしても、沖縄県那覇県税事務所は、金融機関の調査を行うことは可能です。

なお、国税徴収法第141条につきましては、本日配布いたしました参考資料を御覧ください。

また、その下段を御覧いただきますと、平成25年の「鳥取県児童手当差押え事件」における裁判所の判断がございます。要約させていただきますと「児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当としては識別できなくなる可能性があり、児童手当法により差押えが禁止される児童手当であってもそれが銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押えが許されると解するのが相当である。」とのことであり、本件において、沖縄県那覇県税事務所が照会の理由として主張する児童手当の支給状況及び振込口座の情報を把握し、児童手当を除く部分の差し押さえを行う必要性はないものと考えられます。

以上を踏まえ、委員の皆様には、慎重な御審議をお願いいたします。

#### 【主な意見等】

○ 本市から提供しなくても、県税事務所は、滞納者の情報を得る手段があるということですか。

● そのとおりです。

○ 本市が提供しなかった場合、どのように調査を行うのですか。また、口座を特定することは不可能ではないでしょうか。

● 国税徴収法第141条に基づき、金融機関に直接調査を行うことが可能です。

口座の特定は不可能ですので、近隣の金融機関に対して、差し押さえ可能な口座の調査をすることになります。

○ 鳥取県の判例における裁判所の判断については、児童手当が口座に振り込まれた場合、他の資産と区別がつかないことから、差し押さえ可能だというものでよいですか。

● そのとおりです。

○ 裁判所の判断とありますが、これは、判例として存在するものなのではないでしょうか。

● 鳥取地方裁判所での判決における判断です。また、広島高等裁判所における控訴審においても、第一審と同様の判断がなされております。

○ 児童手当の差し押さえが禁止されている理由は、本来子どもに使うためのものだからということでしょうか。

● そのとおりです。

○ 課税課や収納課に対して、この件について照会はありましたか。

● それについては、把握しておりません。

ただし、外部提供の届出に係る事項の報告書 No. 28が類似の事例に当たり、収納課が審議会承認を経て外部提供を行っているものでありますが、こちらには、金融機関口座は含まれておらず、また、収納課では、児童手当に関する情報は保有していないため、仮に同様の照会があったとしても回答することはできません。

○ 諮問書の業務の内容は「県税滞納者の生活実態等を把握するため財産調査を行うもの。」となっていますが、資料1の2では、「差し押さえを行うため」となっています。内容と合わないのではないのでしょうか。

● 業務内容については、子育て支援課からの付議依頼書に従って記載させていただいたもので、その後、主管課で聞き取り調査を行った結果、「差し押さえを行うため」と判明したものです。

○ 児童手当は口座振込みが基本で、現金払いを行うことはないのでしょうか。また、その後、別口座に移された場合、追跡することは可能でしょうか。今回の件では、照会の理由が「児童手当を除く部分を差

	<p>し押さえるため」とありますので、判例の案件とは異なるのではない でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 口座振込みで支給しています。別口座に移された場合、追跡を行う ことは不可能です。照会理由に「児童手当を除く部分を差し押さえる ため」と記載されているのは、子育て支援課が県税事務所に問合せを したところ、このように回答があったためであり、実際には、参考資 料のとおり県税事務所は全額差し押さえることも可能であると考えま す。</li> </ul> <p><b>【審議結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議題(1)について、保有個人情報の外部提供を否とします。</li> </ul> <p><b>【要旨】</b></p> <p>児童手当支給事務における保有個人情報の外部提供については、児童 手当法では、児童手当は差し押さえ禁止財産とされていること、また、 沖縄県那覇県税事務所は、国税徴収法に基づき、滞納処分のため、滞納 者の財産について金融機関に調査することが可能であることから、行政 執行上必要であるとはいえないため、否とする。</p> <p>議題(2) 「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務局に説明を求めます。</li> <li>● 事務局からは特にございません。</li> <li>○ 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 これで、平成30年度第1回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了 いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

<p>会議の公開・ 非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 公 開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非 公 開  ※一部公開又は非公開とした理由  ( )</p> <p style="text-align: right;">傍聴者： 0 人</p>
-------------------------	--

<p>会議録の開示・ 非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示  <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： )  <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>総務部 文書情報課 (内線：385)</p>
--------------	---------------------------